

店頭商品デリバティブ取引に係るご注意

○本取引は、商品先物取引法において不招請勧誘禁止の対象となっている店頭商品デリバティブ取引であるため、お客様より事前に要請がない限り訪問・電話による勧誘はできない取引です。(注1)

※この取引に関して行われた勧誘が訪問・電話による場合、お客様の要請によるものであることを改めてご確認ください。

○本取引は、保証金の額を担保として必要保証金額を上回る取引を行うことができることから、場合によっては、大きな損失が発生する可能性を有しています。また、その損失は、差入れた保証金の額を上回る場合があります。本取引の内容などを十分ご理解の上、お取引いただきますようお願いいたします。

○お取引内容に関するご確認・ご相談や苦情などにつきましては、FXプライム by GMO お客様サポート 0570-034-788 (ナビダイヤル) までお申し出ください。なお、お取引についてのトラブルなどは、以下の機関に相談することも可能です。

日本商品先物取引協会相談センター

〒103-0013 東京都中央区日本橋人形町一丁目1番11号日庄ビル6階

電話：03-3664-6243

(注1) ただし、以下に該当する場合は適用されません。

・勧誘の日前1年間に、2以上のお取引をいただいたお客様および勧誘の日に未決済の残高をお持ちのお客様の場合

店頭商品デリバティブ取引契約締結前交付書面

この書面は、商品先物取引法第 217 条の規定にもとづいて、商品先物取引業者が商品取引契約を締結しようとするときに、あらかじめお客様に交付することが義務付けられているものです。

この書面には、「店頭商品デリバティブ取引」（以下、「本取引」といいます。）を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

なお、本書面のほか、お客様は本取引を行う上で当社の規程または約款や約諾書、取引ルールなどに拘束されますのであらかじめよくお読みいただき、ご確認、ご同意の上でお取引ください。

CFD とは Contract For Difference の略称であるデリバティブ（金融派生商品）になります。本取引は、商品現物、商品先物、スポット取引（以下、「原資産」という）の価格を参照して行われる取引であり、取引開始時点の価格と取引終了時点の価格との差額により決済が行われる差金決済取引です。

本取引は、原資産の価格を参照して当社が提示する買値、売値の価格をお客様との相対で売買する取引であり、原資産の価格の変動により損失が生ずることがあります。

本取引は保証金取引であり、少額の保証金を元に保証金額を上回る多額の取引を行うことが可能なハイリスク・ハイリターンの取引であり、相場の変動幅が小さくとも多額の利益が得られる可能性がある反面、多額の損失を被る危険を伴います。

したがって取引を開始する場合または継続して行う場合には、本書面だけでなく、取引の仕組みやリスクについて十分研究し、自己の資力、取引経験および取引目的などに照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任において行うことが肝要です。

取引のリスクなど重要事項について

店頭商品デリバティブ取引『選べる CFD』（商品）について

・『選べる CFD』（商品）は当社がお客様の相手方となって取引を成立させる相対取引となります。当社がお客様に提示する CFD 価格は、原資産の価格を参照して当社が独自に提示する価格であり、原資産の価格で約定することを保証するものではありません。

・本取引に際しては、当社が別途定める保証金を担保として預託していただきます。

1. 価格変動リスクについて

・『選べる CFD』（商品）は、少ない資金（保証金）を担保として大きな金額を取引することから、高いリスクを伴います。相場の小さな動きによってポジションの価値が大きく変動するため、利益が大きくなる可能性がある反面、保証金を上回る損失を被る可能性もあります。

・相場状況の急変により、売値と買値の開き（スプレッド）が拡大することがあり、意図した取引ができないことがあります。その場合には保証金を上回る損失を被る可能性があります。

・原資産が金で 1 枚のお取引をしますと相場が 1 ドル変動した場合、1 ドルの利益・損失が出ることとなります。原資産が原油・銀の場合は相場 1 ドルの変動で 10 ドルの利益・損失が、天然ガスの場合は、相場 1 ドルの変動で 100 ドルの利益・損失が出ることとなります。

・取引に必要な保証金が、取引額の 5% であるのに対して、利益・損失は、取引額を基準に発生しますので、ご注意ください。

・WTI 原油先物の 1 日の高値と安値の価格差の過去 10 年間（2021 年 8 月末時点を起点とします。以下同じ）の平均は約 3 ドルです。

また、2020 年 4 月 20 日には高値と安値の価格差が 68.21 ドルであり、その場合、1 枚のお取引をされますと、最大で 682.1 ドルの利益または損失が発生する可能性があります（上記の価格差、最大損益の数値は 2021 年 8 月末時点のものです。参考情報としてご活用ください）。

・天然ガス先物の 1 日の高値と安値の価格差の過去 10 年間の平均は約 0.3 ドルです。また、2014 年 2 月 24 日には高値と安値の価格差が 4.6 ドルであり、その場合、1 枚のお取引をされますと、最大で 460 ドルの利益または損失が発生する可能性があります（上記の価格差、最大損益の数値は 2021 年 8 月末時点のものです。参考情報としてご活用ください）。

・金スポット価格の1日の高値と安値の価格差の過去10年間の平均は約19ドルです。また、2013年4月15日には高値と安値の価格差が159.5ドルであり、その場合、1枚のお取引をされますと、最大で159.5ドルの利益または損失が発生する可能性があります（上記の価格差、最大損益の数値は2021年8月末時点のものです。参考情報としてご活用ください）。

・銀スポット価格の1日の高値と安値の価格差の過去10年間の平均は約0.6ドルです。また、2011年9月23日には高値と安値の価格差が6.767ドルであり、その場合、1枚のお取引をされますと、最大で67.67ドルの利益または損失が発生する可能性があります。（上記の価格差、最大損益の数値は2021年8月末時点のものです。参考情報としてご活用ください）。

当社の『選べるCFD』（商品）は原資産の価格に連動しますので、上記の事例を参考に相場変動の予測をお願いいたします。

2. 価格調整額について（原油、天然ガス）

・『選べるCFD』（商品）は取引期限がなくお取引いただけますが、参照する市場の限月に係る最終営業日前の当社が定める営業日において、提示する限月の交代を行います。そのため参照中の限月と翌営業日以降参照する限月の価格差に相当する調整（価格調整）が発生します。価格調整額については当社ホームページや取引画面などに確定次第、掲載します。

3. 金利調整額について（金スポット、銀スポット）

・『選べるCFD』（商品）において、毎営業日、取引時間終了時点でポジションを保有していた場合には、当社がカバー取引を行う際に発生する金利として当社が定めた金利調整額がポジションに発生します。金利情勢の変化などにより、金利調整額が変動し、マイナス金利となる場合は、当社への支払いとなります。金利調整額については当社ホームページや取引画面などに確定次第、掲載します。

4. 注文について

・成行注文は、お客様の発注時に取引画面に表示されている価格と実際の約定価格との間に価格差が発生する場合があります。当該価格差は、お客様の端末と当社システム間の通信および当社システムがお客様の注文を受け付けた後の約定処理に要する時間の経過により発生するものです。

・逆指値注文は、実勢レートがお客様の指定したレートに到達した時、到達した時点の実勢レートで約定するため、お客様が指定するレートと約定レートに価格差が発生する場合があります。

5. ロスカットルールについて

・『選べる CFD』（商品）では、定期的な間隔でお客様の取引口座の時価評価を行います。時価評価の時点において、お客様の時価評価総額が使用中保証金の80%を下回っていた場合、当該時点をもってロスカットの対象と判断します。ロスカットの対象と判断された取引口座は、お客様の未約定注文の全部を強制的に取消した上で、お客様が保有されている未決済ポジションのすべてを直ちに強制的に決済（成行注文）します。ロスカットルールは、お客様の損失を限定するためのルールではありますが、ロスカット条件の成否について、当社が一定の間隔で監視を行なっている関係上、上記80%を下回った瞬間のレートでの約定を保証できるものではなく、CFD 価格の変動によっては、お客様が当社に預託された資金を上回る損失が発生する可能性もあります。

6. 超過損失について

・当社に預託された資金を上回る損失（以下「超過損失」）が生じた場合には、当該超過損失分を当社に速やかに入金いただき解消していただく必要があります。また、当社の『選べる外貨』取引口座や「その他口座」に超過損失相当額の口座残高がある場合には、当社は、お客様に事前に通知することなく、預託されている保証金（ただし、取引に必要となる保証金を控除した金額を限度とする）をもって超過損失に充当します。また、上記の充当によっても超過損失が解消されない場合やお客様が直ちに当社に弁済しない場合には、当社はお客様に事前に通知することなく、『選べる外貨』口座あるいは「その他口座」におけるすべての未約定の新規注文を取消し、かつ、すべての未決済ポジションを反対売買により決済の上、決済後の口座に預託されている保証金を超過損失に充当します。

7. 追加保証金制度について

・『選べる CFD』（商品）では、毎営業日の取引時間終了後から翌営業日取引開始前までに『選べる CFD』（商品）取引口座の維持率が100%を下回っていないか判定します。100%を下回っていた場合は追加保証金が発生します。判定後、価格変動で維持率が100%を上回ったとしても、追加保証金は解消されません。

追加保証金が発生した場合、発生日翌日の日本時間午前0時までに追加保証金の入金、未約定の新規注文の一部または全部の取消、未決済ポジションの一部または全部の決済いずれかの方法により、解消していただく必要があります。日本時間午後11時55分までに追加保証金が解消されない場合は、未約定の新規注文はすべて取消しされ、その上で日本時間午前0時までに追加保証金が解消されないときには、未決済ポジションすべてが反対売買（成行注

文)により強制決済されます。なお強制決済は、日本時間午前0時より順次行われますので、同一銘柄の取引であっても約定レートが異なる場合があります。当該銘柄の価格変動によっては、お客様が当社に預託された資金を上回る損失が生じる可能性もあります。

8. 取引システムリスクについて

・電子取引システムを利用した取引には、独自のリスクが生じます。お客様のコンピューター、あるいは当社のコンピューター・システムなどの故障・誤作動、または第三者が提供する『選べる CFD』(商品)の取引に係るコンピューター・システム、通信回線など、『選べる CFD』(商品)の取引に係るシステムの故障・誤作動(電力供給制限などによるコンピューター・システムなどの停止も含む)によりお客様に損失が生じる場合には、お客様がすべての責任を負うこととなります。また、電子取引システムを利用されるお客様の個人情報盗竊などにより漏洩した場合に、その情報が第三者に悪用されるなどのリスクもあります。

9. 取引手数料について

・インターネット取引手数料は0円です。
・ロスカット手数料・強制決済手数料は1枚あたり50円(税込)です。
・電話による注文は受け付けません。ただし、当社が電話での注文が必要と判断する場合に限り、1枚あたり以下の手数料で決済注文を受け付けます。

5枚未満：200円(税込)

5枚以上50枚未満：100円(税込)

50枚以上：50円(税込)

10. 信用リスクについて

・『選べる CFD』(商品)は、お客様との相対取引です。したがって、当社の信用状況によっては、お客様が損失を被る危険性があり、場合によっては保証金を上回る損失を被る可能性もあります。また、当社はお客様との取引から生じるリスクの軽減を目的として、お客様との取引について、取引所に参加している下記の機関とカバー取引を行っています。したがって、そのカバー取引先機関の信用状況によっては、当社の財政状態および経営成績に影響を及ぼす可能性があり、お客様が損失を被る危険性があります。

当社のカバー取引は以下カバー先を相手方とします。当社はお客様との取引において生じるポジションの市場リスクを回避するため、カバー取引先と当該ポジションを相殺する取引を行います。

(カバー取引先)

商号または名称：GMOクリック証券株式会社

業務内容：金融商品取引業（証券業）、商品先物取引業

なお、お客様からお預かりする現金保証金など（時価評価総額）は、当社の資産とは分別してみずほ信託銀行（銀行業）と日証金信託銀行（銀行業）の信託口座にて管理（金銭信託）します。みずほ信託銀行、日証金信託銀行の信託口座へ入金されるまでの間は、法令の定める金融機関（GMO あおぞらネット銀行、みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、PayPay銀行、楽天銀行、住信SBIネット銀行、セブン銀行、ゆうちょ銀行、りそな銀行、埼玉りそな銀行）における保証金入金専用の預金口座にて当社の資産とは分別して管理します。

11. クーリング・オフについて

・お客様から『選べるCFD』（商品）の注文を受けたときは、当社はすみやかに当該注文を執行いたしますので、お客様が注文成立後に当該注文成立に係る契約を解除（クーリング・オフ）することはできません。

※上記は、当社の扱う『選べるCFD』（商品）取引に伴う典型的なリスクを簡潔に説明したものであり、本取引から生じる一切のリスクを漏れなく示すものではありません。

※カバー取引は、お客様が当社と行われる『選べるCFD』（商品）の取引から独立した取引です。したがって、カバー取引先として記載されている上記機関は、お客様が行われる『選べるCFD』（商品）の取引について、お客様の取引相手方となるものではなく、お客様の保証金や取引から発生し得る損失その他お客様の取引の内容もしくは決済、あるいは当社のお客様に対する債務について、何ら責任を負うものではありません。また、上記機関は、お客様が行われる『選べるCFD』（商品）の取引やカバー取引に関するお問い合わせに応じることは一切ありません。

『選べる CFD』(商品) 取引説明書

当社による『選べる CFD』(商品) 取引(以下、「本取引」といいます)は、商品先物取引法その他の関係法令および規則を遵守して行います。

1. 『選べる CFD』(商品) の概要

(1) 取扱い銘柄と取引時間

銘柄名	参照原資産 /取引所	呼値	通貨	1枚当たりの 取引単位	取引時間
金スポット	金のスポット 取引	0.1ドル	USD	1トロイオンス	月曜日午前8時～ 土曜日午前6時50 分 (米国夏時間の期 間：月曜日午前7 時～土曜日午前5 時50分)
銀スポット	銀のスポット 取引	0.001ドル	USD	10トロイオンス	
原油	WTI原油先 物/CME	0.01ドル	USD	10バレル	
天然ガス	天然ガス先 物/CME	0.001ドル	USD	100BTU	

- ・保証金の最低額は、各ポジションの対価の額の5%に相当する円価格です。
- ・価格は対象となる原資産の商品現物または商品先物の市場価格に連動します。
- ・取引時間中に注文を受けつけられない注文停止時間が発生します。詳細は当社ホームページの取引概要などをご確認ください。

(2) スプレッド

当社が提示する価格は、売りの価格と買いの価格とが異なっています(この価格差を「スプレッド」といいます)。スプレッドは取引銘柄により異なります。また、スプレッドは、市場の流動性、価格変動、取引時間により、変動します。

(3) ポジションの決済

未決済の保有ポジションを反対売買した場合、ポジションが決済されます。

(4) 価格調整額

本取引は取引期限がなくお取引いただけますが、参照する市場の限月に係る最終営業日前の当社が定める営業日において、提示する限月の交代を行います。そのため参照中の限月と翌営業日以降参照する限月の価格差に相当する調整（価格調整）が発生します。価格調整額については確定次第、当社ホームページや取引画面などに掲載します。

(5) 金利調整額

本取引において、毎営業日毎、取引時間終了時点でポジションを保有していた場合には、当社がカバー取引を行う際に発生する金利として当社が定めた金利調整額が保有ポジションに対して発生します。

金利情勢の変化などにより、金利調整額が変動し、マイナス金利となる場合は、当社への支払いとなります。金利調整額については確定次第、当社ホームページや取引画面などに掲載します。

2. 保証金

(1) 保証金の差入れ

新規の売買取引の注文を行うときは、あらかじめ当社が定める取引保証金の必要額（必要保証金）以上の額を取引保証金として、当社が定める方法により、当社に預託していただきます。また、『選べる CFD』（商品）取引におけるお客様と当社の金銭の受払いは、すべて日本円にて行うものとし、外貨で受払いはできません。

(2) 必要保証金

必要保証金とは、新規の売買取引の注文を行う場合に必要となる保証金のことをいいます。本取引では、『選べる CFD』（商品）取引口座全体で保証金維持率の計算を行います。必要保証金の算出方法は以下のようになります。

ポジション毎の必要保証金＝約定価格×取引単位×取引枚数×必要保証金率

本取引の必要保証金は、取引金額の5%に相当する日本円です。

なお、両建となった時の必要保証金は売・買それぞれに必要な保証金額のいずれか大きい金額のみを保証金とする MAX 方式です。

※両建ては売りの価格と買いの価格の差、支払いの金利調整額と受取りの金利調整額の差を負担するなど経済合理性を欠くことから、当社は一切お勧めしていません。また短期間内に両建となる取引などについては禁止しています。

(3) 保証金の追加差入れと引き出し

差入れは、個別のポジションごとにあらかじめ設定された必要保証金以外にお客様が任意で代表口座から保証金を振り替えることで、『選べる CFD』（商品）取引口座の維持率を調整することができます。

引き出しは、預入保証金から必要保証金および評価損失を控除した金額の範囲内で保証金を引き出すことができます。

出金（振替可能額）＝預入保証金－必要保証金－評価損失（評価利益は加算されません）

(4) 『選べる CFD』（商品）取引口座と「代表口座」および「その他口座」との取引保証金のやりとりについて

『選べる CFD』（商品）取引口座と「代表口座」および「その他口座」は、それぞれ個別に資金の管理を行っています。『選べる CFD』（商品）取引口座は「代表口座」間のみで資金振り替えを行えます。

(5) 保証金の種類

本取引で取扱う保証金は、現金（日本円）となります。

(6) ロスカットの取扱い

本取引では、お客様の『選べる CFD』（商品）の時価評価総額が使用中保証金の80%を下回っていた場合、当該時点をもってロスカットの対象と判断します。ロスカットの対象と判断された取引口座は、お客様の未約定注文の全部を強制的に取消した上で、お客様が保有されている未決済ポジションのすべてを直ちに強制的に決済（成行注文）します。

(7) 追加保証金制度

毎営業日の取引時間終了後から翌営業日取引開始前までに『選べる CFD』（商品）取引口座の維持率が 100%を下回っていないか判定します。100%を下回っていた場合は追加保証金が発生します。判定後、価格変動で維持率が 100%を上回ったとしても、追加保証金は解消されません。

※上記追加保証金が発生した場合は、下記①～③のいずれかの方法により、発生日翌営業日の日本時間午前 0 時まで確定したすべての追加保証金を解消していただく必要があります。

※クリスマスなどで取引時間が通常と異なる場合には、上記期限を変更することがあり、その場合には事前にお知らせします。

【追加保証金の解消方法】

① 保証金の入金

追加保証金以上の金額をご入金いただくことにより、追加保証金を解消することができます。

※お客様が日本時間午前 0 時までに入金手続きを行った場合でも、当社で入金を確認できるまでは確定した追加保証金は解消されません。当社で入金を確認できないことにより、お客様に損失または損害が発生しても当社は一切の責任を負いません。

② 未約定の新規注文の一部または全部の取消

未約定の新規注文を保有されている場合は、注文の一部または全部を取消することにより必要保証金が減少する可能性があり、その金額を追加保証金の解消に充当することができます。ただし、取消しができるのは日本時間午後 11 時 55 分までです。

③ 未決済ポジションの一部または全部の決済

未決済ポジションの一部または全部を決済することにより必要保証金が減少する可能性があり、その金額を追加保証金の解消に充当することができます。

【追加保証金を解消しない場合】

日本時間午後 11 時 55 分までに追加保証金が解消されない場合は、未約定の新規注文はすべて取消しされ、その上で日本時間午前 0 時まで追加保証金が解

消されないときには、未決済ポジションすべてが反対売買（成行注文）により強制決済されます。仮に強制決済の時刻までに価格変動で維持率が100%以上となったとしても、追加保証金は解消されません。なお強制決済は、日本時間午前0時より順次行われますので、同一銘柄の取引であっても約定レートが異なる場合があります。

3. 決済に伴う金銭の授受

（1）決済について

【a】反対売買による決済

保有しているポジションをお客様の注文により決済していただく方法です。

【b】ロスカット決済

当社のロスカットルールに基づき、『選べるCFD』（商品）取引口座の時価評価総額が使用中保証金の80%を下回っていた場合、自動的に反対売買（成行注文）により決済されます。

（2）決済損益について

決済損益は次のように計算されます。

新規取引	決済損益
買い	$(\text{決済取引の約定価格} - \text{新規取引の約定価格}) \times \text{取引枚数}$
売り	$(\text{新規取引の約定価格} - \text{決済取引の約定価格}) \times \text{取引枚数}$

4. 取引に基づき発生する債務の履行方法

お客様が、本取引により発生する債務を履行する方法は、必要な額を日本円により入金する方法に限るものとします。

5. 保証金の差入れ可能通貨

本取引におけるお客様と当社の金銭の受払いは、すべて日本円にて行うものとし、外貨でのやりとりはお受けできません。

6. 税金

個人が行った本取引における益金は、「雑所得」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。その損益は他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は一定の要件の下、翌年以降3年間繰り越すことができます。

商品先物取引業者はお客様が本取引を行った場合には、原則として当該お客様の住所、氏名、支払金額などを記載した支払調書を当該商品先物取引業者の所轄税務署長に提出します。

詳しくは、税理士などの専門家にお問い合わせください。

7. 契約の解約事由

次の各号に該当する場合、当社はお客様との商品取引契約を解約することができるものとします。

- (1) お客様が当社所定の手続により、解約の申し入れをされた場合。
- (2) お客様が法令などに違反した場合。
- (3) お客様が市場の公正な価格形成に弊害をもたらす取引注文を行っていると当社が判断した場合。
- (4) お客様が取引手数料などを支払期日までに支払わなかった場合。
- (5) お客様が当社に対する届出事項について虚偽の届出を行っていたことが判明した場合。
- (6) お客様が当社約款・規程の改訂について同意しない旨を申し出た場合。
- (7) お客様が当社の名誉または信用を毀損したと当社が判断した場合。
- (8) お客様が当社の業務の運営または維持を妨げていると当社が判断した場合。
- (9) お客様が暴力団員、暴力団関係者または総会屋などの社会的公益に反する者に該当すると当社が判断した場合。
- (10) お客様からの預り資産の全部または一部が、犯罪行為によって不正に取得した疑いがあると当社が判断した場合。
- (11) お客様が日本国内の居住者でないことが判明した場合、また、お客様から非居住者になる旨の届出があった場合。
- (12) お客様が当社の口座開設申込受付基準に反することが判明した場合。
- (13) お客様の開設口座のお取引の残高がなくなった後、相当期間が経過した場合。
- (14) お客様が取扱い銘柄やサービスの変更または終了のための手続きに同意されない場合。
- (15) 前 14 号の他、合理的な事由により当社が解約を申し出た場合。

『選べる CFD』取引の手続について

お客様が、当社で『選べる CFD』取引を行われる際の手続きの概要は、以下の通りとなります。

1. 口座開設

(1) 本書面の交付

『選べる CFD』取引口座の開設を申し込まれる前に、事前に本書面を熟読し、『選べる CFD』取引の概要やリスクを十分にご理解ください。なお、申し込みと合わせて本書面を受領し、お客様の判断と責任において取引を行う旨が記載された確認書の差入れをお願いしています（本書面の交付・確認書の差入れは電磁的方法により行われます。事前に電子交付などへの承諾をお願いします。）

(2) 『選べる CFD』取引口座の開設

『選べる CFD』取引口座の開始にあたっては、当社の本取引の仕組み、本取引のリスクおよび当社の本取引の特徴について理解し、『選べる CFD』（商品）取引契約締結前交付書面（本書）、『選べる CFD』取引約款、および『選べる CFD』（商品）取引説明書（以下「取引ルール」といいます。）の内容に同意・承諾いただいた上で、『選べる CFD』（商品）取引口座の開設をお申込みください。当社では口座開設審査基準を設け、投資可能額・投資経験・その他の事項を考慮し、口座開設手続を行います。

2. 注文の方法

お客様は、当社会員ページよりインターネット経由で、『選べる CFD』（商品）取引に係る取引注文を行うことができます。また、当社が必要と判断する場合に限り、電話で決済注文を受け付けます。

3. 注文の指示事項

お客様は、当社に『選べる CFD』（商品）取引の注文をする場合、次の事項の指示をお願いします。

- ・ 銘柄
- ・ 売りまたは買いの別
- ・ 取引枚数
- ・ 注文の種類
- ・ 有効期限

（その他お客様の指示によることとされている事項）

4. 注文

●執行方法

(1) 成行注文

成行注文はお客様がレートを指定せず、銘柄の別、取引の枚数、売り買いの別のみを指定する注文方法です。成行注文は当該注文を約定処理する時点のレートで約定します。当社システムが複数の成行注文を受け付ける場合、受け付けた順番が早いものから執行されますが、お客様の端末と当社システム間の通信および当社システムがお客様の注文を受け付けた後の約定処理に要する時間の経過により、お客様の発注時に取引画面に表示されている価格と実際の約定価格との間に価格差（これを「スリッページ」といいます）が発生する場合があります。「スリッページ」は、お客様にとって有利な場合もあれば、不利な場合もあります。

お客様の買い注文は買いレート（大きい方の数字）で執行され、お客様の売り注文は売りレート（小さい方の数字）で執行されます。例えば、WTI 原油が 80.00-81.00 と表示されている場合は、81.00 がお客様の買値、80.00 がお客様の売値となります。

(2) 指値注文

指値注文はお客様が注文時に注文レートを指定して行う注文方法です。指値注文は、受注時におけるレートに対して、有利なレートが注文レートとして指定されたもののみ有効な注文として受注されます。指値注文の売りは、売りレートが指定した注文レート以上のレートとなった場合、指値注文の買いは、買いレートが指定した注文レート以下のレートとなった場合、指定した注文レートで執行されます。

(3) 逆指値注文

逆指値注文は、指値注文と同じく注文レートを指定する注文方法です。しかし、指値注文と異なり、買いの場合には現在の買いレートより高いレートを、売りの場合には逆に売りレートより低いレートをお客様にご指定いただきます。買いの逆指値注文は、買いレートがお客様の指定レートに達した時点で執行され、売りの逆指値注文は、売りレートがお客様の指定レートに達した時点で執行されます。なお、逆指値注文は実勢レートがお客様の指定したレートに到達した場合、到達した時点の実勢レートで約定するため、お客様が指定するレートと約定レートに価格差（スリッページ）が発生する場合があります。

※取引開始時の約定ルールについて（指値注文・逆指値注文共通）

『選べる CFD』（商品）で取扱う銘柄は、前営業日終値と当日営業日始値が乖離する場合があります。取引開始時点で有効な指値注文および逆指値注文は、開始時点でその約定条件を満たしている場合、取引始値で約定します。従いまして、お客様が指定するレートと約定レートに価格差（スリッページ）が発生する場合があります。

(4) オーシーオー注文 (OCO : One Cancels the Other order)
決済注文で指値注文と逆指値注文の2つを同時に出す注文方法です。一方が約定した時は約定していない他方が自動的に取消されます。
※2つの注文は同取引数量となります。

(5) イフダン注文 (IFD : If Done Order)
新規の指値注文または逆指値注文を出すとともに、その新規注文が約定した場合に有効となる決済注文を同時に出す注文方法です。なお、決済注文は、指値注文、逆指値注文、あるいはオーシーオー注文から選ぶことができます。
※2つの注文は同取引数量になります。

●有効期限

(1) 無期限

お客様が当該注文を取消しするまで有効な注文です。

(2) 当日限り

注文を出した日の当該 CFD 銘柄の取引時間終了まで有効な注文です。

(3) 週末まで

注文を出した週の当該 CFD 銘柄の金曜日の取引時間終了まで有効な注文です。

※イフダン注文を当日限りあるいは週末までで出し、その有効期間内に新規の注文のみ約定した場合、決済注文は自動的に無期限となります。

●注文の取消・変更

約定前の注文は、注文受付時間内にのみに取消し、変更が可能です。しかし、一旦約定した注文を取消し (クーリング・オフ)、変更することはできません。ただし、取引の健全性に照らし合わせ当社が不相当と判断した場合、その約定は取消、変更されることがあります。

5. 保証金の差入れ

お客様は、『選べる CFD』(商品) 取引の注文をする場合、当社に取引保証金の預託を行う必要があります。

6. 反対売買によるポジションの決済

保有されているポジションの反対売買に相当する取引が成立した場合は、約定数量分が保有ポジションから減少します。

7. 取引開始時の約定ルールについて

取引開始時に有効となっている指値注文および逆指値注文（売り、買い、新規、決済を問わない。）は、同時点でその約定条件を満たしている場合、取引開始後最初の提示レートで約定します。したがって、指値注文、逆指値注文に関わらずスリッページが発生する可能性があります。

8. 注文した取引の成立の報告

お客様の『選べる CFD』（商品）取引に係る注文が約定した場合、当社は取引の内容などを明らかにした取引報告書をお客様に交付します。なお、取引報告書の交付は電磁的方法により行います。

9. 電磁的方法による書面の交付

当社からの書面の交付は、原則として当社が指定するインターネットシステムによる電磁的方法にて行います。

10. その他

当社からの通知や報告書の内容は必ずご確認のうえ、万一、記載内容に相違または疑義があるときは、速やかに当社お客様サポートまでご照会ください。

『選べる CFD』（商品）取引説明書、取引の手続きなどについて、詳しくは当社にお尋ねください。

店頭デリバティブ取引行為に関する禁止行為

商品先物取引業者は、商品先物取引法により、お客様を相手方とし、またはお客様のために商品 CFD 取引またはその媒介、取次ぎもしくは代理を行う行為（以下、「商品 CFD 取引行為」といいます。）を業として行う場合に関して、次のような行為が禁止されていますので、ご注意ください。

1. お客様に不確実な事項について断定的判断を提供し、または確実であると誤認させるおそれのあることを告げて商品 CFD 取引行為の申込みの勧誘をすること。
2. 商品 CFD 取引契約（商品先物取引業者がお客様を相手方とし、またはお客様のために商品 CFD 取引行為を行うことを内容とする契約をいいます。以下同じです。）の締結またはその勧誘に関して、お客様に対し虚偽のことを告げること。
3. 商品 CFD 取引行為の申込みを行わない旨の意思（その申込みの勧誘を受けることを希望しない旨の意思を含みます。）を表示したお客様に対し、商品 CFD 取引行為の申込みの勧誘をすること。
4. お客様に対し、迷惑を覚えさせるような仕方で商品 CFD 取引行為の申込みの勧誘をすること。
5. 商品 CFD 取引契約の締結の勧誘に先立って、お客様に対し、自己の商号または名称および商品 CFD 取引契約の締結の勧誘である旨を告げた上で、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘すること。
6. 商品 CFD 取引契約の締結の勧誘の要請をしていないお客様に対し、訪問し、または電話をかけて、商品 CFD 取引契約の締結を勧誘すること。
7. お客様の指示を遵守することその他の商品 CFD 取引契約に基づくお客様に対する債務の全部または一部の履行を拒否し、または不当に遅延させること。
8. お客様の指示を受けないで、お客様の計算によるべきものとして取引をすること。
9. 商品 CFD 取引行為につき、お客様に対し取引単位を告げないで勧誘すること。
10. 商品 CFD 取引行為につき、決済を結了する旨の意思を表示したお客様に対し、引き続き当該取引を行うことを勧めること。

11. 商品 CFD 取引行為またはこれらに係る勧誘に関して、重要な事項について誤解を生ぜしめるべき表示をすること。
12. 商品 CFD 取引契約の締結を勧誘する目的があることをお客様にあらかじめ明示しないでお客様を集めて当該商品 CFD 取引契約の締結を勧誘すること。
13. 商品 CFD 取引行為に関し、受渡状況その他のお客様に必要な情報を適切に通知していないと認められる状況において、商品先物取引業に係る行為を継続すること。
14. 商品先物取引業に係る電子情報処理組織の管理が十分でないと認められる状況にあるにもかかわらず、商品先物取引業を継続すること。
15. お客様を相手方として商品 CFD 取引を行う場合において、当該お客様がその計算において行った商品 CFD 取引を決済した場合にお客様に発生する損失の額が、お客様との間であらかじめ約した計算方法により算出される額に達する場合に行うこととする商品 CFD 取引の決済（次項において「ロスカット取引」という。）を行うための十分な管理体制を整備していない状況にあるにもかかわらず、商品先物取引業を継続すること。
16. お客様を相手方として商品 CFD 取引を行う場合において、当該商品 CFD 取引について、ロスカット取引を行っていないと認められる状況にあるにもかかわらず、商品先物取引業を継続すること。
17. お客様を相手方として商品 CFD 取引を行う場合において、当該商品先物取引業者がお客様から預託を受けた取引保証金などの額に当該商品 CFD 取引を決済した場合にお客様に生ずることとなる利益の額を加え、または当該商品 CFD 取引を決済した場合にお客様に生ずることとなる損失の額を減じて得た額（次項において「実預託額」という。）が約定時必要預託額に不足するにもかかわらず、直ちにそのお客様に不足額を当該商品先物取引業者に預託させることなく、当該商品 CFD 取引を行うこと。
18. お客様を相手方として商品 CFD 取引を行う場合において、その営業日ごとの一定間隔における当該商品 CFD 取引に係る取引保証金などの実預託額が維持必要預託額に不足するにもかかわらず、速やかにお客様にその不足額を当該商品先物取引業者に預託させることなく、当該商品 CFD 取引を行うこと。
19. お客様を相手方とし、またはお客様のために商品 CFD 取引行為を業として行う場合において、お客様に対し、そのお客様が行う商品 CFD 取引の売り

または買い、その他これに準ずる取引と対当する取引（これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいう。）の勧誘その他これに類似する行為をすること。

20. お客様を相手方とし、またはお客様のために商品 CFD 取引行為を業として行う場合において、売りの価格（価格に相当する事項を含む。）および買いの価格（価格に相当する事項を含む。）の双方がある場合に、これらの価格を同時に提示しないこと。
21. お客様を相手方とし、またはお客様のために商品 CFD 取引行為を業として行う場合において、商品先物取引業者がお客様の取引時に表示した価格または価格に相当する事項を、当該価格または価格に相当する事項の提示を要求したお客様に提示しないこと。
22. 商品先物取引法施行規則第 102 条の 2 第 2 号または第 3 号の規定に掲げる行為により商品 CFD 取引契約を締結した場合において、当該商品 CFD 取引契約の内容とされた同条第 2 号ハまたは第 3 号ハ(1)から(3)までに掲げる事項に反して取引を行うこと。
23. 当該商品先物取引業者の役員または使用人による職務の執行が法に適合することを確保するための体制を整備していないと認められる状況にあるにもかかわらず、商品先物取引法施行規則第 102 条の 2 第 2 号または第 3 号に掲げる行為を行うこと。
24. 商品 CFD 取引につき、当該商品 CFD 取引についてお客様に損失が生ずることとなり、またはあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなった場合には自己または第三者がその全部または一部を補てんし、または補足するためお客様または第三者に財産上の利益を提供する旨を、お客様またはその指定した者に対し、申し込み、もしくは約束し、または第三者に申し込ませ、もしくは約束させる行為。
25. 商品 CFD 取引につき、自己または第三者が当該商品 CFD 取引について生じたお客様の損失の全部もしくは一部を補てんし、またはこれらについて生じたお客様の利益に追加するためお客様または第三者に財産上の利益を提供する旨を、お客様またはその指定した者に対し、申し込み、もしくは約束し、または第三者に申し込ませ、もしくは約束させる行為。
26. 商品 CFD 取引につき、当該商品 CFD 取引について生じたお客様の損失の全部もしくは一部を補てんし、またはこれらについて生じたお客様の利益に

追加するため、お客様または第三者に対し、財産上の利益を提供し、または第三者に提供させる行為。

27. お客様の知識、経験、財産の状況および商品 CFD 取引契約を締結する目的に照らして不相当と認められる勧誘を行ってお客様の保護に欠け、または欠けることとなるおそれがあること。
28. 商品 CFD 取引契約を締結しようとする場合に、あらかじめ、お客様に対し、本書面を交付した上で、本書面の内容について、お客様の知識、経験、財産の状況および当該商品 CFD 取引を締結しようとする目的に照らして、お客様に理解されるために必要な方法および程度による説明をしないこと。

お問い合わせについて

取引に関してご不明な点があった場合、取引の内容に異議がある場合には、下記の当社お客様サポートまでご連絡ください。当社お客様サポートでは、お客様からの苦情や相談を受け付けております。

なお、日本商品先物取引協会では「相談センター」を設置し、その会員の商品先物取引業に関する苦情、紛争の申し出を受けており、迅速かつ適正な解決に努めています。

F Xプライム b y GMOお客様サポート
0570-034-788 (ナビダイヤル)

日本商品先物取引協会「相談センター」
<http://www.nisshokyo.or.jp/>
〒103-0013 東京都中央区日本橋人形町一丁目1番11号日庄ビル6階
電話 03-3664-6243
電話受付時間月～金（祝祭日を除く）
9：00～12：00、13：00～17：00

当社の概要について

商号など	株式会社F Xプライム b y GMO 金融商品取引業者関東財務局長（金商）第259号 商品先物取引業者
本店所在地	〒150-0043 東京都渋谷区道玄坂一丁目2番3号
加入協会	一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人日本投資顧問業協会 日本商品先物取引協会
主な事業	金融商品取引業、商品先物取引業
設立年月日	2003年9月24日
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター

『選べる CFD』（商品）取引に関する主要な用語

用語	用語解説
相対取引（あいたい取引）	取引所を介さずに、金融機関など当事者同士が直接、売り手と買い手となり、相対で値段、数量、決済方法などの売買内容を決定する取引方法。
オー・ティー・シー（OTC：Over TheCounter）	相対取引のこと。取引所を介さない取引全般を OTC といいます。
デリバティブ取引	原資産の相場を指標化して将来的にその価値の損益を交換する取引。
原資産	デリバティブ取引の対象となる資産のこと。
原資産市場	原資産が取引されている取引所市場。
差金決済	現物の受渡しを伴わない、反対売買をもって差金の授受をする決済。
受渡し	『選べる CFD』（商品）取引は、ポジションを反対売買し差金決済をします。当社では、差金決済によるお客様との資金の授受を受渡しといいます。
保証金	取引の契約義務の履行を確保するために、担保として預託する金銭。
ポジション	『選べる CFD』（商品）取引のうち、決済が完了していないものをポジションといいます。また、買いのうち、決済が完了していないものを買ポジションといい、売りのうち、決済が完了していないものを売ポジションといいます。
投資可能額	投資可能額とは、「商品先物取引の性質を十分に理解したうえで、損失（手数料を含む）を被っても生活に支障

	<p>のない範囲で定める金額」であり、言わば、お客様が商品先物取引において損失として許容できる金額です。</p> <p>したがって、投資可能額の記入にあたっては、本書面の内容を十分にお読みいただき、商品先物取引の仕組みとリスクをよくご理解いただいたうえで、借入金により取引や、生活資金まで投資されるようなことのないよう、お客様ご自身の資産状況を踏まえて、損失を被ったとしても生活に支障のない金額をご記入ください。</p> <p>なお、ご記入いただいた投資可能額を超える過大な損失が発生することのないよう、当社の判断により取引の制限をさせていただく場合がありますのでご注意ください。</p>
ツー・ウェイ・プライス	売値と買値の両方を同時に提示すること。
スプレッド	売値と買値の差のこと。
スリッページ	お客様の注文時に表示されている価格、またはお客様が注文時に指定した価格と約定価格とに発生する差をいいます。
成行注文	売買価格を指定せずに注文する注文方法。
指値注文	売買価格を指定して注文する注文方法。
逆指値注文	お客様があらかじめ価格を指定し、現在値がその価格に到達すれば注文が約定する注文方法です。相場の急激な変動などによりお客様のご指定された発注価格と乖離した価格で約定するリスクがございます。
イフダン(IFD: If Done Order)	新規注文と決済注文を同時に出すことができ、新規注文が約定後に決済注文が自動的に発注される注文方法。
オーシーオー (OCO: One Cancels the Other order)	2つの注文を同時に出して、一方が約定したらもう一方が自動的にキャンセルされる注文方法。
価格調整額	原資産となっている先物の限月交代によってCFDのポジションに発生する評価損益を調整するものです。対象原資産の期近銘柄と期先銘柄の価格差を基に算出します。当社の定める日(価格調整日)の取引終了時点でポジションを保有していた場合に、当社の定めた価格調整額が発生します。

金利調整額	原資産がスポットのCFDに発生する調整額です。当社がカバー先と行うロールオーバーのスワップポイントをもとに金利調整額を決定します。
売値	お客様が売ることのできる値段。
買値	お客様が買うことのできる値段。
MID (ミッド)	売値と買値の中間の値段
両建て (りょうだて)	同一の商品の売ポジションと買ポジションを同時に持つこと。
ロスカット	損失を確定させる決済取引を行うこと。

2023年4月24日

『選べるCFD』取引約款

第1条（約款の趣旨）

この『選べるCFD』取引約款（以下、「本約款」といいます。）は、お客様が、株式会社F Xプライム b y GMO（以下、「当社」といいます。）との間で行う、『選べるCFD』に係る取引（以下、「本取引」といいます。）に関する権利義務関係および本取引に関する取り決めです。お客様は本取引を行うにあたり、本約款の各条項の内容を承諾し、お客様自身の判断と責任において本取引を行うものとします。

第2条（法令などの遵守）

1. 当社は、本取引を行うにあたり、本約款のほか「商品先物取引法」、関連諸規則およびその他の法令諸規則を遵守するものとします。
2. 本約款に定めのない事項および用語については、「『選べるCFD』取引説明書」その他当社規程または取引ルールのほか、法令・諸規則、商品先物取引市場の規則、慣習によるものとします。
3. 本約款に定めてある他、当社は「商品先物取引法」、関連諸規則およびその他の法令諸規則の範囲内でのみお客様に対し義務が発生するものとします。

第3条（定義）

本約款におけるもしくは本取引を行う上での定義については、本約款で定めるほか、「『選べるCFD』（商品）取引説明書」、「電子取引約款」に定める定義に従うものとします。

第4条（リスクと自己責任の確認）

1. お客様は、次の各号に掲げるリスクなどを十分に理解した上で、本約款に記載されている事項を承諾し、本取引に係る商品内容、取引の仕組み、およびリスクを理解の上、自らの判断と責任において、お客様の計算で当社と本取引を行うものとします。
 - (1) 本取引には、取引対象銘柄の市場価格が変動し、損失が発生するリスクがあること。
 - (2) 本取引は、元本保証ではないこと。また、場合によっては預託した保証金を上回る損失が発生するリスクがあること。
 - (3) 本取引には、政治・経済情勢の変化および各国政府の規制などにより影響を受けるリスクがあること。
 - (4) 本取引は、システム機器、通信機器などの故障など、不測の事態により、お客様の取引が制限される場合があること。
 - (5) 本取引は、レバレッジ効果により、少ない保証金で大きな金額の取引を行うことができるため、大きな利益を得る可能性がある反面、多大な損失を被るリスクがあること。

- (6) 本取引の注文方法は複数あり、注文方法や相場の状況によってはお客様が意図しない価格で約定し、不測の損失を被る可能性があること。
- (7) 本取引は、損失を抑制する目的で追加保証金制度およびロスカットルールが設けられているが、通貨などの価格または金融指標や商品価格などの数値の変動により、これらの制度やルールに基づく強制決済またはロスカットが執行されて、損失が生ずることとなる可能性があり、場合によっては、当該損失の額が預託保証金の額を上回ることとなるおそれがあること。
- (8) 本取引は、主要国での祝日や特定の時間帯において、また、天災地変、戦争、政変、ストライキなどの特殊な状況下で、当社からのレートの提示が困難になり、お客様が保有するポジションを決済することや新たにポジションを保有することが困難となる可能性があること。
- (9) 本取引は、当社が本取引に関連して取引を行う商品先物取引業者の破綻などによる取引制限、またはポジションおよび預託保証金の移管などにより被る損害などの取引先信用リスクがあること。
- (10) お客様と当社が行う取引については、相対取引として行うものであり、当社が表示する銘柄などの売りの価格と買いの価格との差（スプレッド）があること。また、経済指標などの発表前後における市場の流動性の低下および特殊な状況下で、スプレッドを拡大して提供する可能性があること。
- (11) 本取引に関連して発生する金利調整額については、金利状況により変動するおそれがあること。
- (12) 両建てではお客様にとって、売りの価格と買いの価格の差、支払いの金利調整額と受取りの金利調整額の差を負担することなどのデメリットがあり、経済合理性を欠くおそれがある取引であること。
- (13) 当社がお客様からいただく手数料の金額については、別途当社が定めるものであること。
- (14) お客様の操作により成立した取引は、お客様の意図した取引と異なる場合でもお客様に帰属し、原則として、お客様からの当該約定の取消の申し出に当社は応じないこと。
- (15) 本取引に係る税制および関連法規の変更などにより、現状より不利な条件での取引となる可能性があること。
- (16) 本取引に含まれるリスクとして上記に掲げられたものは一般的なものであり、リスクとして全てを網羅しているものではないこと。

2. お客様は、「商品先物取引法」、関連諸規則およびその他法令諸規則、そ

の他その時々において適用される本約款および外国の関連諸法令に基づき本取引を行うものとします。また、かかる関連諸法令に基づき必要とされる証明書、証憑書類などを当社に提出することをあらかじめ了承します。

第5条（口座の開設）

お客様は、本約款に定める本取引を行うことを目的として、当社所定の本書面、「店頭商品デリバティブ取引契約締結前交付書面」、その他当社の定める規則などに同意の上、取引時確認の手続など、当社所定の手続により本取引口座（以下、「本口座」という）の開設の申込を行うものとします。申込にあたって以下の各号の要件を満たしていることを必要とします。

- (1) 本取引のリスク・商品の性格・仕組・内容について十分理解していること。
- (2) ご自身の判断と責任により本取引を行うことができること。
- (3) 日本国内に居住する満20歳以上80歳以下の行為能力を有する個人であること。
- (4) 本取引にかかる法令その他諸規則または定款、その他の内規に違反せず、本取引のために必要な法令上の条件を満たしていること。
- (5) ご自身専用でかつパソコンまたはスマートフォンで利用できる電子メールアドレスをお持ちであること（他の方と共有のメールアドレスでのお申込は受け付けておりません）。
- (6) パソコンまたはスマートフォンでお取引することができる環境があること。
- (7) 当社からの電子メールまたは、電話で常時連絡をとることができること。
- (8) 適宜、当社ホームページに掲載しているお知らせをご確認頂けること。
- (9) ご自身でインターネットを通して取引・確認・管理が行えること。
- (10) 「店頭商品デリバティブ取引契約締結前交付書面」、約款、取引残高報告書、保証金の受領に係る書面その他法令規則上交付すべき書面を電磁的方法により提供することを、書面または電磁的方法よりご承諾頂けること。
- (11) 振込先預金口座は、国内に存するご本人様名義の金融機関口座を指定すること。
- (12) 当社の定める「個人情報の取扱いについて」に同意し、本人確認書類として当社の指定するものをご提出いただけること。
- (13) 当社から交付された日本語による諸通知の記載内容が理解できることおよび、日本語による電話などでの会話ができ、意思の疎通に支障が

ないこと。

(14) 反社会的勢力について以下の点を誓約すること。

- ・ 現在、且つ将来にわたって、暴力団員・暴力団準構成員・総会屋・社会運動標榜ゴロなどの反社会的勢力に該当しないこと。
 - ・ 現在、且つ将来にわたって、反社会的勢力の企業の役職員ではないこと。
 - ・ 自らまたは第三者を利用して、暴力的な行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損しまたは当社の業務を妨害する行為などを行わないこと。
 - ・ マネー・ローンダリングなどの取引、その他不法または不正の疑いのある取引に利用するために取引を行わないこと。
 - ・ 上記に関して虚偽の申告をし、もしくはいずれかに該当する行為をしたと当社が判断した場合には、取引が停止され、または通知により口座が解約されても異議申立てをしないこと。また、これにより損害が生じた場合でも、全て自己の責任とすること。
- ※「反社会的勢力」には、法令規則などその他の事情に鑑み、当社が反社会勢力と認めたものを含みます。

(15) 一般社団法人金融先物取引業協会並びに日本商品先物取引協会の会員の役職員などではないこと。

(16) その他当社が定める基準を満たしていること。

第6条（禁止事項）

1. お客様は、お客様が次の各号に定める行為を行ってはならないことにあらかじめ承諾することとします。
なお、お客様の行為が当該禁止行為に該当するかどうかの判断は当社が行い、お客様は当社の判断に従うこととします。
 - (1) その方法を問わず、当社がサーバー上で提供する取引システム（ソフトウェアを含み、以下「本取引システム」という）を改変する行為。
 - (2) 本取引を自動で行うソフトウェアまたはシステムなど（以下、「自動売買ソフトなど」という）、本取引システム以外のツールなどを使用した取引、その疑いのある行為、もしくは本取引システムを改変したシステムまたは自動売買ソフトなどの利用を他のお客様に勧誘する行為。
 - (3) 過度な投機的取引を行う行為。
 - (4) 本取引システムで通常実行できないような取引を行う行為。
 - (5) 取引の如何に関わらず本取引システムまたは本取引システムの運用に

対して過大に負荷を強いる行為。

- (6) お客様と当社の間で交わされた電子メール、電話、書簡などの内容を当社の書面の同意を得ずに公開、複製、転載、再配布、販売する行為。
 - (7) 当社の役職員（当社の関連会社並びに業務を委託している相手方の役職員を含む）に対する暴言、恫喝、脅迫、虚言、誹謗中傷、名誉を毀損する言動、業務を妨害する行為。
 - (8) 本取引システムの脆弱性、当社またはお客様の通信機器、通信回線、システム機器などもしくはインターネットの脆弱性、インターバンク市場などの混乱などを利用して不当に利益を得ようとする行為。
 - (9) 短時間での注文を繰り返し行う行為。(10) 取引とは関係がないと思われる入出金を繰り返し行う行為。(11) 他人名義（家族名義を含む）で口座開設の申し込みを行うこと、または他人名義の口座を利用して取引を行うこと。(12) 前各号のほか、当社とお客様または他のお客様との円滑な取引に支障をきたす行為。
2. お客様が当社と行う取引について、前項の禁止行為が行われた場合、または前項の禁止行為が行われた疑義が生じたとき当社が判断した場合、当社は事前の通知なく当該口座を凍結し、過去に遡り約定を無効とすることができるものとします。これにより、不足金が発生した場合、当該不足金について当社はお客様に請求できるものとします。また、当該取引により当社が損害を被った場合は、お客様は当該損害に対し賠償責任を負うものとします。なお、当社は当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、約定の無効によりお客様に生じた一切の損害につき、何らの責任も負担しないものとします。

第7条（取引時間）

1. お客様が取引できる時間については、当社が定める取引時間内とします。
2. 当社は、当社が必要と認める場合、取引時間を変更できるものとします。
3. 当社は、当社が定める時間内において、回線および機器の瑕疵または障害（以下、「システム障害」といいます）または補修などやむを得ない事由により、予告なくサービスの一部または全部の提供を一時停止または中止することができるものとします。

第8条（お客様IDとパスワード）

1. お客様が本取引システムを使用することを当社が承諾した場合、お客様が本取引システムに入力したお客様IDとパスワードの組み合わせが、当社の管理するお客様IDとパスワードの組み合わせと一致した場合に限り、お客様は本取引システムの使用ができます。
2. お客様のお客様IDとパスワードはお客様自身に限り使用することができ、第三者に貸与または譲渡することはできません。

3. お客様のお客様IDとパスワードを使用して、本取引システムに対して行われた売買注文にかかわる指図および使用可能保証金の払い出しにかかわる指図（以下、「本取引にかかわる指図」といいます）、並びに連絡について、当社はお客様自身が行ったものとみなします。
4. お客様がお客様IDおよびパスワードを第三者に貸与または譲渡した場合、またはお客様の不注意、盗難、窃取、詐欺、通信の傍受、盗聴などにより第三者に漏洩した場合などにおいて、第三者が本取引にかかわる指図を行った場合には、当社がそれらをお客様による本取引にかかわる指図として扱うことにお客様はあらかじめ了承し、第三者による本取引にかかわる指図に起因して生じた結果については、当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、全てお客様がその責を負うことをあらかじめ了承するものとします。

第9条（取引パスワードについて）

お客様が本取引システムに入力したお客様IDおよび設定した取引パスワードの組み合わせが、当社の管理するお客様IDと取引パスワードの組み合わせと一致した場合に限り、お客様は本取引システムで取引が行えます。

第10条（注文の受付・実行）

1. お客様は、当社に対し、銘柄、取引枚数、売買の別、注文の種類、注文の有効期限など、当社があらかじめ指定する事項を明示した上で、当社に対し取引の注文を行うものとします。
2. お客様が当社と行う本取引の取引形態、取引銘柄の種類、その他の注文の内容および注文の執行方法については、当社の応じられる範囲内で、お客様があらかじめ指示することにより行うものとします。
3. お客様は、当社がこれら銘柄、取引枚数、売買の区別、注文の種類・方法、注文の有効期限などを変更できることをあらかじめ了承します。
4. お客様が当社に発注することのできる売買注文の枚数およびポジションの限度（以下「ポジション上限枚数」といいます）は、お客様の使用可能保証金の額およびお客様の保有ポジション、ご資産、ご経験などに応じて当社の定める枚数の範囲内に限り、かつ当社の定める最大注文枚数の範囲内に限られるものとします。
5. お客様は、当社がこのポジション上限枚数を変更できることをあらかじめ了承します。
6. お客様が本取引システムを利用して行う売買注文は、入力内容を当社が受信し確認をした時点で、受信した内容の注文を受け付けたものとします。
7. お客様が本取引システムを使用して当社に指示した売買注文について、当該注文が未約定の場合、当社が定める時間および方法の範囲内において、取消または変更などを行うことができるものとします。
8. 当社は、前項によりお客様から受け付けた注文につき、その内容に従い、相当な時間内に注文された取引を成立させるものとします。ただし、以下の事由が生じたときは、当社は注文された取引を成立させないもしくは、

約定済み注文を取消または訂正することができます。

- (1) お客様の本取引口座における使用可能保証金が必要保証金の総額に満たなくなるとき。
 - (2) 注文の内容が法令、本約款その他の当社の規程に違反するとき。
 - (3) カバー取引ができないとき。
 - (4) 注文が本取引システムにおける価格などの誤表示に基づくものであるとき。
 - (5) 本口座が凍結されているとき。
 - (6) その他取引を成立させるのが相当でないと当社が判断したとき。
9. お客様の操作の誤りにより成立した売買注文に関する責はお客様が負い、当社はその責を負わないものとします。
10. 当社は、以下の事由が生じたときは、新たな注文を受付けないことができることとします。
- (1) お客様の届け出た住所・メールアドレス宛てに当社によりなされた本取引に関する諸通知が、転居、不在その他当社の責めに帰さない事由により、延着し、または到達しなかった場合。
 - (2) 「犯罪収益移転防止法」などの法令、本約款およびその他の規程などに違反、または違反する疑いがあると当社が判断し、その調査を行うとき。
 - (3) 本口座が凍結されているとき。
 - (4) 追加保証金額が解消されていない場合。
11. 本取引は、お客様と当社との相対取引となるため、お客様の注文に対しては、当社の応じ得る範囲内で約定を行います。そのため銘柄、取引枚数、売買の区別、注文の種類・方法、注文の有効期限などによってはお客様のご注文が約定しづらくなる、あるいは約定しない場合があります。また、お客様からのご注文が殺到した場合などには、ご注文の全部または一部の約定が遅延したり、売買注文が約定しなかったりする他、不利なレートで約定する場合、並びにシステム障害などの事象が発生する場合があることをお客様はあらかじめ承諾するものとします。

第11条（追加保証金、強制決済）

1. 毎営業日の取引時間終了後から翌営業日取引開始前までに『選べるCFD』口座の維持率が100%を下回っていないか判定します。100%を下回っていた場合は追加保証金が発生します。判定後、価格変動で維持率が100%を上回ったとしても、追加保証金は解消されません。追加保証金が発生した場合は、当社は次の各号に定める事項を、お客様に通知することなく、当社所定の方法において実施できるものとします。
 - (1) 新規取引の停止。
 - (2) 出金予約および振替出金の停止。

- (3) 全ての発注済みの未約定新規注文の取消。
- (4) 出金予約済みの場合は、出金予約の取消。
- 2. 日本時間午後11時55分までに追加保証金が解消されない場合は、未約定の新規注文のすべてが取消され、その上で日本時間午前0時までに追加保証金が解消されないときには、未決済ポジションすべてが強制決済されます。仮に強制決済の時刻までに価格変動で維持率が100%以上となったとしても、追加保証金は解消されません。なお強制決済は、日本時間午前0時より順次行われますので、同一銘柄の取引であっても約定レートが異なる場合があります。
- 3. お客様は、当社が第2項の強制決済を行った場合に生じる売買損金をお客様に事前に通知することなく預託保証金から差し引くこと、また売買損金額が預託保証金の額を上回った場合、その差額を当社が指定する期日までに差入れることをあらかじめ承諾するものとします。
- 4. 本条で定める当社が定める保証金維持率判定時刻、比率、追加保証金の入金などの方法、期日などは、当社の判断によって変更することができるものとします。
- 5. 強制決済を執行した場合は所定の手数料が発生します。

第12条（ロスカット）

- 1. 『選べるCFD』の口座維持率が80%を下回った場合、当社がお客様に事前に通知することなく予約注文は取消され、すべてのポジションが即時にロスカットされます。一部銘柄のロスカットにより維持率が回復したとしても、ロスカット判定された全てのポジションに対してロスカットが執行されるまで、資金振替や新規注文を行うことはできず、決済もしくは取消しのみが行えます。なお、ロスカット対象と判定された口座は追加保証金制度の対象となりません。
- 2. ロスカットについて、当社が定める基準を大きく超えて約定した場合または、ロスカットの約定により、またはお客様が預託した保証金を上回る損失が発生した場合においても、当社はその責を負わないものとします。
- 3. お客様が新たに預託保証金を当社に差入れた場合でも、取引口座への金額の反映が間に合わず、ロスカットが執行されることがあることをあらかじめ承諾するものとします。
- 4. お客様は、当社がロスカットを行った場合に生じる売買損金をお客様に事前に通知することなく預託保証金から差し引くこと、また、売買損金額が預託保証金の額を上回った場合、その差額を当社が指定する期日までに差入れることをあらかじめ承諾するものとします。
- 5. 第1項に定めるロスカットの基準は当社の判断によって変更することができるものとします。
- 6. ロスカットは約定を優先させる取引であるため、お客様にとって不利なレートで約定することがあることを、お客様はあらかじめ了承するものとします。

7. ロスカットを執行した場合は所定の手数料が発生します。

第13条（保証金）

1. お客様は、本取引を開始する前に本取引により生じるお客様の一切の債務を担保するために、当社に保証金を預託するものとします。
2. お客様からの使用可能保証金の返還依頼は当社所定の方法で行うものとします。平日15時以降に受付けたご依頼については翌銀行営業日に返還請求を受けたものとして取扱います。
3. 当社は、お客様から出金可能額の範囲内で、全部または一部の返還請求を受けた場合、当該請求を受けた日から起算して、原則3営業日以内に当該請求に係る額をお客様に返還するものとします。
4. お客様が新規の取引を開始するためには、使用可能保証金が必要保証金額以上である必要があります。
5. 当社に預託された保証金を上回る損失（以下「超過損失」）が生じた場合には、当該超過損失分を当社に速やかに入金いただき、解消いただく必要があります。また、当社の店頭外国為替保証金取引『選べる外貨』（以下「代表口座」）や「その他口座」に超過損失相当額の口座残高がある場合には、当社は、お客様に事前に通知することなく、預託されている保証金（ただし、取引に必要な保証金（以下、「必要保証金」という）を控除した金額を限度とする）をもって超過損失に充当します。また、上記の充当によっても超過損失の解消に至らない場合やお客様が直ちに当社に弁済しない場合には、当社は、お客様に事前に通知することなく、当社の計算において、「代表口座」あるいは「その他口座」におけるすべての未約定の新規注文を取消し、かつ、すべての未決済ポジションを反対売買により決済の上、決済後の口座に預託されている保証金を超過損失に充当します。
6. 当社は、お客様が当社の指定した日までに債務を弁済しない場合は、事前に通知することなく、前項の規定により留保された金銭をもって当該債務に充当することができるものとします。この場合において、その充当につき不足が生じるときは、不足額についてお客様から追徴するものとします。
7. お客様からお預かりした預託保証金、および本取引により生じた売買差益金その他の本取引に関する金銭に対しては、利息が発生しないことをあらかじめ承諾するものとします。
8. お客様は、前各項に定めるほか、本取引に係る預託保証金の取扱いについては契約締結前書面、その他当社の定める基準などを遵守するものとします。

第14条（入金について）

1. お客様は、インターネットの通信環境や当社並びに金融機関のシステム障害などの諸事情により入金が遅延する可能性があることをあらかじめ承諾するものとします。

2. お客様は、ご本人名義の金融機関から『選べる外貨』（代表口座）へ振込をすることとし、振込人名義が当社の『選べる外貨』（代表口座）名義と相違している（以下、「異名義による振込」といいます。）場合には、入金処理後であっても原則としてお客様ご自身で当該振込入金の取消処理を行うこととし、お客様はこのことをあらかじめ承諾するものとします。
3. 異名義による振込があった場合には、お客様にポジションがある場合や売買成立後であったとしても、当該振込入金を取り消し、また、お客様のお取引を制限させていただく場合があり、お客様はこのことをあらかじめ承諾するものとします。また、振込入金の取消ないしは取引の制限により発生するロスカットや注文の未約定などのリスクについては、当社はその責を負わないものとします。

第15条（出金について）

1. お客様はインターネットの通信環境や当社並びに金融機関のシステム障害などの諸事情により出金が遅延する可能性があることをあらかじめ承諾するものとします。
2. 当社はお客様より登録された金融機関へのみ出金処理を行います。ご登録いただいた金融機関や口座番号などに誤りがあった場合は、出金処理が遅延または中止される可能性があることをお客様はあらかじめ承諾するものとします。

第16条（取引レートおよび金利調整額）

1. お客様が当社との間で行う本取引に係る取引レートおよび金利調整額は、各市場およびカバー先のレートなどに基づいて当社が提示する取引レートおよび金利調整額が適用されるものとします。
2. お客様は当社に対し、銘柄の取引レートに基づいて当社が提示するレート以外のレートを主張できないことをあらかじめ承諾するものとします。
3. お客様は、指値注文はお客様がご注文された価格で約定する（毎営業日の取引開始時に当社が初めて配信する価格が、お客様の指値注文の価格に達していた場合のみ、当該初めて配信する価格で約定します）こと、並びに逆指値注文、複数決済、ロスカット、および強制決済は、取引レートの変動などにより実際の約定価格が、お客様の発注時において取引画面に提示されていたレートまたは、お客様の指定した取引レートとは同一にならない場合があることをあらかじめ承諾するものとします。
4. システムのメンテナンス中、障害時はレートを配信できないことをあらかじめ承諾するものとします。
5. お客様は、お客様のシステム環境、あるいはご利用いただくソフトウェアの仕様などにより、お客様ごとに瞬間的に提示するレートが異なる場合があることをあらかじめ承諾するものとします。

第17条（ポジション上限枚数）

当社は公的機関からの命令・指導、経済情勢、その他合理的な事情によ

り、お客様の保持することのできるポジションの上限を制限することができるものとします。

第18条（期限の利益の喪失）

1. お客様について、次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、当社から通知、催告などがなくても、お客様は当社に対する本取引およびポジションなどにかかる一切の債務について期限の利益を失い、お客様は直ちに債務を弁済するものとします。また、当社は当該債務とお客様の当社に対する本取引に係る債権その他一切の債権を、その債権の期限にかかわらず、お客様に事前に通知することなく、いつでも相殺することができるものとします。
 - (1) 支払の停止、破産手続、または民事再生手続の申立があった場合。
 - (2) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合。
 - (3) お客様の当社に対する本取引に係る債権またはその他一切の債権のいずれかについて仮差押、保全処分または差押の命令、通知が発送された場合。
 - (4) お客様の当社に対する本取引に係る債務について差入れている担保の目的物について差押または競売手続きの開始があった場合。
 - (5) 外国の法令に基づく前各号のいずれかに相当または類する事由が生じた場合。
 - (6) 住所変更の届出を怠るなどお客様の責めに帰すべき事由により、当社にお客様の所在が不明となった場合。
 - (7) 心身機能の低下により本取引の継続が著しく困難または不可能になった場合あるいは死亡した場合。
 - (8) お客様の取引口座開設申込書など当社への提出書類の記載内容に虚偽の申告があった場合。
 - (9) お客様が暴力団などの反社会的勢力に属する方、もしくは反社会的勢力に関与しているあるいは関与する虞があると当社が判断した場合。
 - (10) お客様が何らかの犯罪に加担しているおそれがあると客観的情報により当社が判断した場合。
2. お客様に次の各号の事由のいずれかが生じた場合は、当社の請求によって、お客様は当社に対する本取引に係るお客様の債務は期限の利益を失い、お客様は直ちに債務を弁済するものとします。また、当社はその債務とお客様の当社に対する本取引に係る債権その他一切の債権を、その債権の期限にかかわらず、お客様に事前に通知することなく、いつでも相殺することができるものとします。
 - (1) お客様の当社に対する本取引に係る債務またはその他一切の債務のいずれかについて一部で履行を遅滞したとき。
 - (2) お客様が当社に対する債務（但し、本取引に係る債務を除く）について差入れている担保の目的物が仮差押、差押または競売手続の開始（外国の法令に基づくこれらのいずれかに相当または類する事由に該

当した場合を含む)があったとき。

- (3) お客様が当社との本約款またはその他当社の定める規定に違反したとき。
- (4) 債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

第19条 (支払不能または不能となる虞がある場合における決済方法など)

1. お客様が前条第1項各号のいずれかに該当したときは、当社は任意にお客様への事前通知やお客様の承諾を必要とすることなく、お客様が行っているすべての取引につき、未約定注文の取消および未決済ポジションの決済をすることができるものとします。
2. お客様が前条第2項第1号に掲げる債務のうち、取引に係る債務について一部でも履行を遅滞したときは、当社は任意にお客様への事前通知やお客様の承諾を必要とすることなく、当該遅延に係る取引の未約定注文の取消および未決済ポジションの全部または一部を決済することができるものとします。
3. お客様が前条第2項の各号のいずれか(前項の場合を除く)に該当し、当社からの請求があったときは、当社の指定する日時までに、お客様は当社を通じて行っているすべての取引の未約定注文の取消および未決済ポジションを決済するために必要な反対売買などを行うものとします。
4. 前項の日時までにお客様が必要な反対売買などを行わない場合には、当社が任意に、お客様の計算において未約定注文の取消および未決済ポジションの決済に必要な反対売買などを行うことができるものとします。
5. 前各項の決済などを行ったことにより生じた損失および逸失利益について、当社は一切その責任を負わないものとし、当該決済の結果、超過損失が生じた場合には、お客様は当社に対して、その額に相当する金銭を直ちに支払うものとします。

第20条 (差引計算)

1. お客様と当社との一切の取引において、期限の到来、第18条に定める期限の利益の喪失その他の事由によって、お客様が当社に対する債務を履行しなければならぬ場合には、その債務と本取引に係るお客様の当社に対する債権その他一切の債権とを、その債権の期限にかかわらず、お客様に事前通知することなく、いつでも当社は相殺することができるものとします。
2. 前項の相殺を行う場合には、当社は事前の通知および所定の手続きを省略し、お客様に代わり保証金その他の払い戻しを受け、債務の弁済に充当できるものとします。
3. 前項および前々項により差引計算を行う場合、債権・債務の利息、損害金などの計算については、その期間を計算実行の日までとし、債権・債務の利率については当社の定める利率により計算するものとします。
4. 前各項により差引計算を行った結果、お客様に返還すべき保証金がある場合は、当社はあらかじめお客様が登録されたお客様ご本人名義の金融機関の口

座にお振込みいたします。

第21条（占有物の処分）

お客様が当社と行う本取引に関し、当社に対する債務を履行しなかった場合には、当社が占有しているお客様の外国通貨、有価証券などを処分できることとします。

第22条（遅延損害金の支払い）

お客様が当社と行う本取引に関し、当社に対する債務の履行を怠ったときは、当社の請求により、当社に対し履行期日の翌日（当該日を含む）より支払を完了した日（当該日を含む）まで、年14.6%の割合（1年を365日として計算）による遅滞損害金を支払うものとします。

第23条（債権譲渡などの禁止）

お客様が当社に対して有する債権は、これを第三者に譲渡、質入れ、その他処分することができないものとします。

第24条（取引報告書および受領証）

1. 当社は商品先物取引法に規定する書面について、次の各号の事由が生じた場合、お客様に対し交付するものとします。
 - (1) お客様の注文が約定したとき。
 - (2) 当社がお客様から保証金を受領したとき
2. 前項で定める書面について、書面交付に代えて法に基づき電磁的方法などによって交付するものとします。

第25条（電子交付）

当社はお客様に対し商品先物取引法に規定される法定書面を電磁的方法によって交付（以下「電子交付」といいます）することができるものとします。当社はおお客様が本契約の同意をもって電子交付を承諾したものとします。法定書面は次のとおりです。

- ・取引報告書
 - ・取引残高報告書（兼入出金通知書）
- (1) お客様が当社から交付書面を電子交付によって提供を受けるためには、当社が推奨するバージョン以上のAdobe ReaderなどのPDFファイル閲覧用ソフトおよび当社が推奨するバージョン以上のブラウザソフトを必要とします。
 - (2) 商品先物取引法その他法令諸規則の変更および監督官庁の指示並びにその他当社が必要と判断した場合、電子交付に代えて、既に電子交付された書面も含めて紙媒体により交付などを行うものとします。

第26条（報告）

お客様は第18条第1項および第2項の各号のいずれかの事由が生じた場合には、当社に対し直接書面をもってその旨の報告をするものとします。

第27条（届出事項の変更）

お客様は当社に届け出たお客様の氏名もしくは名称、住所もしくは事務所の所在地、電話番号、Eメールアドレスその他の事項に変更があったときは、当社に対し直ちに当社の指定する方法をもってその旨の届出をするものとします。また、届出がない場合、あるいは届出が遅延した場合などにより生じたお客様の損失に対して、当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当社は一切その責を負わないものとします。

第28条（報告書などの作成および提出）

1. お客様は当社がお客様に係る本取引の内容その他について、日本国の政府機関などに宛てて報告することを日本国の法令などに基づき要求される場合には、当社がかかる報告をすることに異議を述べないものとします。この場合、お客様は当社の指示に応じて、当該報告書その他の書類の作成に協力するものとします。
2. 前項の規定に基づく報告書その他の書類の作成および提出に関して発生した一切の損害については、当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当社は一切その責を負わないものとします。

第29条（クライアント環境の障害など）

1. お客様はお客様の電子機器、通信機器、通信回線など（以下、「クライアント環境」といいます。）に障害が生じた場合は、お客様の責任において障害を取り除くこととし、当社がクライアント環境の障害などについて一切の問合せを受けないことにあらかじめ同意することとします。
2. お客様はクライアント環境に対する操作の誤り、または、クライアント環境の不具合、誤作動、障害などに起因してお客様が被った損害・損失については、全てお客様に帰属し、当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当社は一切その責を負わないこととします。

第30条（スマートフォン向け取引システム）

1. スマートフォン向けの本取引システムについては、スマートフォン取引機器に使用されているハードウェアやソフトウェアが多様であり、全ての機種について動作確認が行われているわけではありません。このため、スマートフォン取引機器の機種によっては動作または表示に不具合や誤作動が生じたり取引ができなかったりする可能性があります。お客様は実際の取引で使用しても問題がないとお客様が独自に判断した場合に限り、スマートフォン取引機器を利用することとします。
2. 当社がスマートフォン取引機器用に提供する本取引システムで利用できるサービスと、パソコン版取引ツールで利用できるサービスとでは、一部、利用できるサービスに差があります。

3. スマートフォン取引機器用の本取引システムで実際の取引を行い、何らかのシステム的な問題または通信の遅延などが発生した結果、お客様が損害などを被った場合でも、その責は全てお客様が負うこととします。
4. 本条の定めは当社が推奨するスマートフォン取引機器の機種についても適用されることとします。

第31条（免責事項）

1. お客様は、次に掲げるお客様の損害および損失について、当社および当社ウェブサイトへの情報提供元は免責されることに異議がないことをあらかじめ承諾するものとします。
 - (1) 天災地変、戦争、政変、ストライキ、外貨情勢の急変など、外国為替市場・商品取引市場の閉鎖など、不可抗力と認められる事由により、本取引に係る注文の執行、金銭の授受または寄託の手続きなどが遅延し、または不能となったことにより生じた損害および損失。
 - (2) 市場の閉鎖、混乱または規則の変更などの事由により、お客様の本取引に係る注文に当社が応じ得ないことによつて生じる損害および損失。
 - (3) お客様ID・パスワードの誤入力、忘却、SNSアカウントとの誤連携など、お客様自身の責任により、お客様が本取引に係る注文を当社に出せなかったことにより生じた損害および損失。
 - (4) お客様の錯誤、誤入力または誤操作によつて成立したお客様の意図しない取引もしくは、不成立となった取引により生じた損害および損失。
 - (5) お客様が日本国外から通信を行った場合であつて、本取引システムが正常に作動しなかったこと、または当社の判断により特定の国からの通信を遮断したことによりお客様に生じた損害および損失。
 - (6) 電信、インターネット、携帯電話設備または郵便など通信手段における誤謬、遅延など、当社の責めに帰すことのできない事由により生じた損害および損失。
 - (7) 所定の書類に使用された印影または署名と届出の印鑑または署名鑑とが相違ないものと当社が故意または重大な過失なく認めて、金銭の授受、その他の処理が行われたことにより生じた損害および損失。
 - (8) 国内外の休日ならびに金融機関の休日などまたは当社の取引時間外のために、お客様の注文に応じえないことにより生じる損害および損失。
 - (9) お客様もしくはお客様以外の第三者が入力したお客様ID・パスワードと当社に登録されているお客様ID・パスワードの一致、またはSNSアカウントによるログインを確認して行った取引および金銭の授受その他の処理により生じた損害および損失。ただし、当社に故意または重

大な過失があった場合を除く。

- (10) お客様のコンピューターのハードウェアやソフトウェア、携帯端末などの故障、誤作動、当社のコンピューターシステム、ソフトウェアなどの故障、誤作動（当社に故意または重大な過失がある場合を除く）、市場関係者や第三者が提供するシステム、オンライン、ソフトウェアの故障、誤作動、通信回線のトラブルなど、本取引に係る一切のシステムに係る障害により生じた損害。
- (11) 強制決済またはロスカットによるポジションの処分により生じた損害および損失。
- (12) 本取引に関連してお客様が受け取る情報の誤謬、停滞、省略および中断並びにシステム障害などにより生じる損害および損失。ただし、当社に故意または重大な過失があった場合を除く。
- (13) 市場取引などの急激な変動に伴う約定価格の乖離により生じた損害および損失。
- (14) 注文の殺到などに伴う取引の全部または一部の履行遅延、履行不能により生じた損害および損失。
- (15) 市場レートから乖離したレートによる約定により生じた損害および損失。
- (16) 当社が提供するチャートを含む情報の表示あるいは更新停止により生じる損害および損失。
- (17) お客様が本規約またはその当社に定める規定に違反し、それに対して当社が行った措置により生じた損害および損失。
- (18) その他当社の責めに帰すことのできない事由の発生により、お客様が被った損害および損失。

第32条（解約）

1. 次の各号のいずれかに該当した場合、当社は本約款および本約款に基づく各契約を解約できるものとします。但し、解約時においてお客様が当社と行う本取引の未決済ポジションが残存する場合、またはお客様の当社に対する本約款に基づく債務が残存する場合には、その限度において本約款その他本取引に係る契約は効力を有するものとします。
 - (1) お客様が当社所定の手続きにより解約の申出をしたとき。
 - (2) お客様に第18条各項各号のいずれかの事由が発生したとき。
 - (3) お客様が本約款、その他法令などに違反していると当社が判断したとき。
 - (4) 第41条に定める本約款の変更にお客様が同意しないとき。
 - (5) お客様が電子取引約款第10条各号に規定する禁止事項に違反していると当社が判断したとき。

- (6) お客様が短時間で注文を繰り返し行い、他のお客様の取引、カバー取引、あるいは当社の取引システムなどに悪影響を及ぼすと当社が判断したとき。
 - (7) 相当期間にわたって、お客様の代表口座およびその他口座に保証金残高がない場合。
 - (8) 相当期間にわたって、お客様の取引がなく、かつ、お客様の代表口座およびその他口座の保証金残高が一定金額に満たない場合。
 - (9) お客様が取引と直接関係がない入出金を繰り返し行ったと当社が判断したとき。
 - (10) お客様の取引について本人以外が行っていると当社が判断したとき。
 - (11) なりすまし取引や名義貸しが疑われる場合など、お客様が当社の運営方針に外れた態様で本取引およびサービスを利用していると当社が判断したとき。
 - (12) 前各号の他、当社の判断するやむを得ない事由により、当社がお客様に対し解約の申出をしたとき。
2. 前項に定める違反および禁止事項に該当した場合、当社は事前の通知なく該当口座を凍結し、過去にさかのぼって該当の取引を取り消す場合があります。これによって不足金が発生した場合、当社は不足金について請求できるものとします。また該当の取引によって当社が損害を被った場合、お客様はその損害に対し賠償責任を負うものとします。
 3. 第1項により本約款に基づく契約が解約された場合、「その他口座」における取引および契約も同時に解約されるものとします。また、代表口座およびその他口座にお客様の未決済ポジションがあれば、すべての未決済ポジションを、お客様の計算において、当社が任意に反対売買して本取引を終了させることができます。
 4. 当社は本条により解約された場合においてお客様に生じた損失および損害について、当社に故意または重過失がない限り一切その責を負わないものとします。

第33条（取引サービスの変更および停止）

当社は当社が必要と判断する場合、お客様に事前に通知することなく、本取引サービスの内容を変更、または停止することができることとし、お客様はこのことをあらかじめ承諾するものとします。

第34条（取引サービスの中止および廃止）

1. やむを得ない事情がある場合、お客様に事前に通知することにより、当社は本取引サービスの提供を中止または廃止することができることとし、お客様はこのことをあらかじめ承諾するものとします。
2. お客様は前項により通知された取引サービスの中止・廃止日までに、すべてのポジションを反対売買し本取引を終了することをあらかじめ承諾する

ものとしします。

3. お客様は当該中止・廃止日にお客様のポジションが残存する場合、当該ポジションの反対売買を当社が行うことをあらかじめ承諾するものとしします。

第35条（通知の効力）

1. 本取引に関する諸通知については、お客様が当社に届出た名称、住所もしくは事務所またはEメールアドレス宛に、当社が発信した時にその効力を生じるものとしします。
2. 本取引に関する諸通知が、お客様の転居、不在その他当社の責めに帰すことのできない事由により延着し、または到達しなかった場合においては、通常到達すべき時に到達したものとみなして取扱うものとしします。

第35条（損害賠償についての制限）

当社の責めに帰すべき事由であっても、その如何にかかわらず、お客様の得べかりし利益について当社はその一切の責を負わないものとしします。

第37条（公租公課）

お客様は本取引に係る公租公課をお客様ご自身の負担により支払うものとしします。

第38条（適用される法律）

本約款は日本国の法律に準拠し、日本国の法律に従い解釈されるものとしします。

第39条（合意管轄）

本約款は日本国の法律に準拠し、解釈されるものとしします。また、お客様と当社との間の本取引および本約款に起因するまたは関する一切の訴訟について、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所としします。

第40条（クーリングオフ）

お客様は本取引の性格上、取引成立後に当該注文に係る契約を解除すること（クーリングオフ）は出来ないものとしします。

第41条（個人情報の取扱い）

個人情報の取扱いについては、別途公表している「個人情報保護方針」に準ずるものとしします。

第42条（本約款の変更）

1. 本約款の内容は、法令などの変更、監督官庁の指示、その他当社の業務上必要が生じた場合には変更されることがあります。

2. 前項の変更内容がお客様の従来の権利を制限し、またはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その内容を当社の定める方法によりお客様に通知します。この場合、当社が定める期限までに異議の申出がないときは、お客様はその変更に同意したものとみなします。

第43条（電話の録音）

当社はおお客様との間で行われるいかなる電話通話も事前の通告なしに録音できるものとします。

第44条（その他）

本約款に定めのない事項または本約款の履行につき疑義が生じた場合は、「店頭商品デリバティブ取引契約締結前交付書面」および関係法令などに従うほか、双方誠意を持って協議し円満解決を図るものとします。

(2022年10月8日制定)

電子取引約款

第1条 (本約款の趣旨)

本約款はお客様が株式会社FXプライム by GMO (以下「当社」という)との間でインターネットによる電子通信手段 (以下「本システム」という)を利用して外国為替取引、バイナリーオプション取引およびCFD取引 (以下、総称して「本取引」という)を行う際の取り決めであり、お客様には、本システムを利用されるにあたって、以下の条項にすべて同意いただくものとしします。

第2条 (本システムの利用)

本システムはお客様が契約締結前交付書面を熟読し、本取引の内容と仕組みを理解の上、お客様が本取引を行うための取引口座 (以下「本取引口座」という)の開設を申込み、当社がそれを承諾した後に利用できます。

2. 当社は、お客様に本システム利用に使用するお客様 ID、初期パスワードを発行し、当社の定める方法でお客様に通知します。
3. 本システム利用の際はお客様 ID およびパスワードが必要となります。
4. お客様はお客様 ID とパスワードを管理する責任を負うものとしします。お客様 ID およびパスワードは、お客様ご本人のみが使用でき、他人と共同で使用、または他人に貸与もしくは譲渡することはできません。

第3条 (本システムのサービスの範囲)

当社がお客様に提供する本システムのサービスの範囲は、本取引およびこれに付随する行為、または別途当社が定める範囲としします。なお、当社は、本システムのサービス内容を、お客様に事前に通知することなく、変更することができるものとしします。

2. お客様は本サービスに適した端末機器、モデム、接続回線、携帯電話、ソフトウェアプログラムおよびインターネット接続会社 (プロバイダー) あるいは携帯電話会社との契約などをお客様の責任で準備いただくものとしします。

第4条 (利用時間)

お客様が本システムを利用できる時間は、当社が別途定める時間内とします。但し、当社はこれをお客様に事前の通知をすることなく変更できるものとします。

第5条（注文または申込の受付・約定）

お客様が本システムを利用して出される注文は、入力内容を当社が受信し確認した時点でその受付が成立したものとします。

2. 当社は受け付けた注文を所定の照会画面などに速やかに表示するものとします。お客様は本システムを利用して出された注文が受理されたこと、および注文内容と表示内容の一致、また成立あるいは不成立を照会画面などにて必ず確認するものとします。

3. お客様が本サービスを利用した注文内容について、お客様と当社との間で疑義が生じた場合は、お客様の本サービス利用に際して入力された当社の記録内容をもって処理するものとします。

第6条（出金依頼の変更・取消）お客様が本システムを利用して行った当社に対する出金依頼は、当社が別途定める時間内に限り、本システムにより取消あるいは金額の変更を行うことができるものとします。

第7条（機器などの障害）

お客様の使用される端末機器およびインターネット接続ツールなどに障害が発生し本システムを利用できなくなった場合は、お客様の責任において復旧に努めていただきます。

2. 前項の障害が発生した場合において、当社は電子メール、FAX、郵便などの通信手段によってお客様からの注文を受理することは一切行わないことを、お客様はあらかじめ承諾するものとします。

第8条（非常時における対応）

非常時などにお客様が当社に連絡される際は、当社が別途定める連絡先とします。

2. 当社はおお客様に対し緊急に連絡が必要となった場合は、電子メール、電話、FAX、郵便など合理的な通信手段により連絡いたします。

第9条（免責事項）

お客様はシステム上の障害など次の各号に掲げる事由により生じた損失および損害はすべてお客様に帰属することをあらかじめ了承し、当社は一切その責任を負わないものとします。

(1) お客様、当社および第三者の本取引に係る一切のコンピューター・システム、ハードウェアやソフトウェアの故障、誤作動

(2) 通信回線の故障、誤作動および不調並びに当社との通信が不明瞭、不能などによって当社がお客様の注文を受信できないなど、当社の責めに帰することのできない事由

(3) お客様の故意または過失、その他当社の責めに帰することができない事由により、お客様 ID およびパスワードがお客様以外の第三者により入力その他の方法で使用されて本システムが利用された場合

第10条（禁止事項）

お客様は本システムの利用に際し、次の各号に定める事項を行わないものとします。

(1) 当社が推奨する手段・手法以外のものを利用して本取引を行うことまたは行おうとすること

(2) 当社が推奨する手段・手法に加工、改変などを行い、それを用いて本取引を行うことまたは行おうとすること

(3) 当社が推奨する手段・手法を操作するためのソフトウェアなど（当社が推奨するものを除く）を用いて本取引を行うことまたは行おうとすること

(4) マネー・ローンダリング、テロ資金供与防止の観点から、海外サーバーなどを経由して取引を行うことまたは行おうとすること

(5) お客様が本システムを利用して本取引を行うにあたり、事前に通知したうえで当社が禁止する取引

第11条（本システムの利用の解除）

次の事項のいずれかに該当する場合は、お客様の本システムの利用は解除されます。

(1) お客様が本システムの利用休止あるいは当社に解約を申し出た場合

(2) 当社がやむを得ない事情で利用休止を申し出た場合

- (3) 何らかの事由によりお客様が本システムを利用いただくことが不相当と当社が判断した場合

第12条（電子交付の同意）

当社が本取引に関してお客様に交付する書面については、電磁的方法による交付（以下「電子交付」という）を行うものとし、お客様は口座開設時にこれに同意するものとします。

第13条（その他）

本約款に規定されていない条項については、本取引についての各約款の各条項が有効であり、適用されるものとします。

（2022年10月8日改定）